

報道機関各位（お知らせ）

令和3年(2021年)12月17日

「御代田町子育て世帯への臨時特別給付金」 10万円を現金で一括給付 ～最短で12月27日（月）に支給～

○御代田町では、給付対象者に「**10万円を現金で一括給付**」します。

【対象者及び支給日】

- ① 児童手当対象者 12月27日に支給する。
- ② ①と同じ世帯の高校生 12月27日に支給する。
- ③ 高校生のみの世帯 1月以降申請により支給する。
- ④ 9月1日以降に出生し、11月までに児童手当の手続きをした新生児 12月27日に支給する。
- ⑤ 9月1日以降に出生し、12月以降に児童手当の手続きをした新生児 1月以降申請により支給する。
- ⑥ 公務員世帯 1月以降申請により支給する。

なお、高校生のみの世帯や公務員等、申請により支給する対象者へは、1月に入ってから通知し、申請された後に支給となります。

詳細については、後日、町ホームページ、広報やまゆりなどを通じてお知らせします。

同給付金は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に盛り込まれた子育て世帯への給付のうち、クーポンを基本とした給付について、現在、国では国会審議が行われています。また、12月15日付け内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室の事務連絡で、内容が示されたものです。

【この件に関するお問い合わせ先】

御代田町町民課子ども係 担当：阿部美穂・中間真菜実

電話：0267-32-3114

メール：kodomo@town.miyota.nagano.jp